

令和7年度 奄美市ちよこっとお仕事作成セミナー事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、奄美市ちよこっとお仕事作成セミナー事業 業務委託の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

奄美市ちよこっとお仕事作成セミナー事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙1「奄美市ちよこっとお仕事作成セミナー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、セミナー企画・運営とセミナー後の個別相談に係る業務を行う。

(3) 契約期間

契約締結日～令和8年3月19日(木)

(4) 提案上限額

事務費 1,000千円（消費税等含む）

3. スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。

なお、スケジュールが変更になる場合は、電子メールにてその旨を通知する。

公募開始	令和7年4月7日（月）
質問書受付期限	令和7年4月14日(月) 17時まで
質問書回答	令和7年4月18日（金）
参加申込・企画提案書〆切	令和7年4月30日（水） 17時まで
選定審査	令和7年5月上旬
選定結果通知	令和7年5月上旬から中旬

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までの間において、奄美市の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) 地方自治体に対し、本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

質問書【様式1】

イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ 受付期限

令和7年4月14日（月）17時（必着）

エ 提出先

「14 担当部署」に提出すること。

(2) 回答方法

提出された全ての質問をまとめて、令和7年4月18日（金）までに電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6. 参加申し込み

(1) 参加申し込みの受付

ア 提出書類

参加表明書【様式2】

イ 提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。

※電子メールにて提出の場合、必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ 受付期限

令和7年4月30日（水）17時（必着）

エ 提出先

「14 担当部署」に提出すること。

7. 必要書類・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加申し込みをした者は、次の書類等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 納税確認ができるもの

法人税の納税証明書（正本）1部（法人の本社が所在する市町村税の滞納がないことの証明，直近3カ月以内のもの）

イ 講師の経歴・実績が分かる資料

ウ フォロー体制が分かる資料(任意様式)

エ 会社概要【様式任意】1部 ※パンフレット等でも可

オ 見積書【様式3】

(ア) 講師謝金

(イ) 個別相談費

(ウ) 講師旅費

(エ) 講師宿泊費

(オ) その他の費用

8. 申し込み方法

メール又は持参か郵送

※持参による場合の受付時間は、奄美市役所閉庁日を除く平日の9時から17時までとする。

※郵送による場合は、簡易書留郵便に限る。

(3) 提出期限

令和7年4月30日(水)17時(必着)

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

「14 担当部署」に提出すること。

9. 選定方法

事務局において、書類審査を行い決定する。

参加資格の確認や仕様書の内容に沿っているか、また見積金額等により審査し、選定する。

10. 審査日程

令和7年5月上旬

11. 選定結果

令和7年5月上旬から中旬(予定)に選考結果を通知するとともに、受託予定事業者の名称を奄美市公式ホームページで公表する。

(5)留意事項

審査結果に対する異議申立てには一切応じない。また、選考方法及び選考内容についての問い合わせにも応じないものとする。

10. 参加の辞退

企画提案書等提出後に辞退する場合は、速やかに「14 担当部署」に電話連絡を行うこと。

11. 失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない者
- (2)提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4)見積書の金額が「2 (4) 提案上限額」を超過した場合
- (5)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6)選定の公平性を害する行為があった場合
- (7)その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12. 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約に当たっては、選定された提案内容を基に細部について市と協議し、「2 (4) 提案上限額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。

なお、申込みが1者の場合であっても、審査を実施する。

契約候補者との協議が整った時点で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を参考に随意契約を締結するものとする。

13. その他留意事項

- (1)企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2)市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3)提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (4)企画提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。
- (5)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奄美市情報公開条例に基づ

き，提出書類を公開する場合がある。

(6)電子メール等の通信事故については，本市はいかなる責任も負わない。

14. 担当部署

奄美市商工政策課しごと政策係 担当：長 前田

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

電話：0997-52-1111 内線5305，5306

E-mail：work@city.amami.lg.jp